

「介護保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」改訂版（素案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	今回「マイナポータル」を用いたオンライン手続きを可能とする改訂版（素案）を作成しているが、介護保険業務・システムとオンライン手続きの関係が、評価書9ページだと、マイナポータルや国が管理する「情報提供ネットワークシステム」と介護保険で取り扱うシステムの間隔や事務の流れが分かりづらい（別の流れになっている）ので見直していただきたい。	9ページ	1	「情報提供ネットワークシステム」は自治体間等で情報の照会・提供を行う際に利用するシステムとなるので、「マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）」を利用したオンライン手続とは、別の流れとなります。	素案のとおりとします。
2	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能は、マイナポータルを利用した情報照会と思われるので、その旨を記載したほうが理解しやすいのでは。	4ページ	1	情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携は、自治体間等で行うものであり、マイナポータルの機能を利用して行う電子申請とは別のものとなります。	素案のとおりとします。
3	中間サーバーの(1)で、「符号」は個人の識別子ではなく「情報保有機関」の誤りではないか。個人は「公的個人認証（ID・パスワード）」で特定。	5ページ	1	ここで言う「符号」は、中間サーバーに個人情報を収載する際の個人の識別子のことです。 マイナンバーを利用した「情報連携」は、①マイナンバーを直接用いず、各機関ごとに振り出された符号を利用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止する、②情報連携の対象となる個人情報は、各利用機関の既存システムから中間サーバーに収載し、照会に対し自動的に提供する、といった仕組みとなっています。 「情報連携」では、電子申請等における本人確認の際に利用される「公的個人認証（マイナンバーカードに搭載された電子証明書）」で個人を特定するわけではありません。	素案のとおりとします。

4	<p>統合基盤システムの委託事項の項で「中間サーバー・総合宛名システム」は、さいたま市で管理しているものか。</p> <p>「委託内容」の項に記載がない。再委託の項に総合宛名システム等とあるが委託内容の項にないものを再委託はありえない。</p>	16・17 ページ	1	<p>「情報連携」を実施する際に使用するシステムである、中間サーバー、総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システムを「統合基盤システム」と総称して、システムの保守等を委託しています。</p> <p>ご意見のとおり、「委託内容」の項など分かりにくい表現の箇所については、修正を行います。</p>	素案を修正します。
5	<p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）の項で、オンライン申請による入手時の内容が記載されているが、オンラインとは「マイナポータル」の事だと思慮されるので、意見番号1の整理を願いたい。</p>	42 ページ	1	<p>オンライン申請につきましては、マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）を利用するものであり、情報提供ネットワークシステムを利用した「情報連携」における流れとは異なるため、同記載としております。</p>	素案のとおりとします。
6	<p>リスク5の中で「(3) 特に慎重な対応が求められる情報」とは、具体的に何なのか（個人情報は全て慎重ではないか）。</p>	52 ページ	1	<p>DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。）の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報となります。これらは、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し得るものであり、「情報連携」において情報提供を行う際には、特に慎重な対応が求められるものとなります。</p>	素案のとおりとします。

■ 集計結果

意見提出者数	1名
意見項目数	6件
修正項目数	1件